

令和8年度

# 群馬県中小企業奨学金返還支援補助金

申請の手引き

[申請受付期間]

令和8年8月3日（月）～令和8年9月30日（水）

令和8年6月

群馬県 産業経済部

労働政策課 人材活躍支援室 次世代人材係

## 1 事業概要（目的）

群馬県への若者の就職促進及び中小企業等の人材確保を図るため、従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等に対し、当該企業の負担額の一部を補助します。

## 2 補助内容

### （1）補助対象者（企業）

以下のいずれも満たす中小企業等

- ① 従業員への奨学金返還支援制度を設けていること
- ② 県内に本社を有すること

### （2）中小企業等の範囲

中小企業基本法第2条に定める中小企業者のほか、同条第1項各号に定める資本金又は従業員数の基準と同等の規模を有する一般及び公益社団・財団法人、農業法人、社会福祉法人、医療法人、各種協同組合等

ただし、次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）は含まない。

- ① 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ② 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

### （3）支援対象者

補助対象企業に勤務し、以下の全てを満たす者

- ① 正社員である者
- ② 令和8年4月1日時点で採用後5年以内である者
- ③ 日本学生支援機構等の奨学金を返還予定又は返還中の者
- ④ 県内に所在する事業所に勤務している者、又は県内に居住している者

ただし、令和7年度県補助金支援対象者のうち県外事業所に勤務し、かつ県外に居住していた支援対象者であって、引き続き同一の補助対象企業に勤務する者は、経過措置として令和8年度も支援対象者とする。（なお、経過措置の適用は、県補助金の合計利用月数が36箇月までとする。）

⑤ 他の地方公共団体等が実施する奨学金返還支援を受けていない又は受ける予定がない者

➤ 正社員とは…

期間の定めがなく、補助対象企業に雇用されている者。

➤ 日本学生支援機構等の奨学金を返還予定又は返還中の者とは…

現に奨学金を返済している者又は当該年度より返済開始予定である者。

#### (4) 補助対象期間

支援対象者1名につき、最長5年間（当該企業採用後、支援対象者の奨学金の返済が開始した月を1箇月目とし、最長60箇月間を補助対象期間とする。）

#### (5) 申請上限人数

1社あたりの申請人数の上限はありません。

#### (6) 補助額

- ① 補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その2分の1以内の額
- ② 支援対象者の年間返還額の3分の1以内の額又は6万円のうち低い方の額
- ③ 千円未満の端数が生じる場合は、千円未満を切り捨てた額

### 3 申請受付期間

令和8年8月3日（月）～令和8年9月30日（水）

※ 受付最終日の午後5時までに提出してください。

### 4 申請方法

所定の群馬県中小企業奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）を県のホームページからダウンロードして必要事項を記入し、次の添付書類を添えて、申請フォームからご提出ください。

[添付書類]

- ① 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ② 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ③ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金返還の口座振替加入通知など支援対象者の

氏名、年間返還額、返済計画及び奨学生番号が分かる書類の写し

- ④ 就業規則又は賃金規程など手当等の支給又は代理返済の根拠が分かる書類
- ⑤ 事業計画書（別紙1）
- ⑥ みなし大企業チェックリスト（別紙2）
- ⑦ 支援対象者の勤務地・居住地一覧（別紙3）
- ⑧ 補助金の支払いを受ける振込先口座確認書（別紙4）
- ⑨ 振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等）
- ⑩ 暴力団排除に関する誓約書（別紙5）

#### 【群馬県ホームページ】

トップページ > 組織からさがす > 産業経済部  
> 労働政策課 > 群馬県中小企業奨学金返還支援補助金

URL : <https://www.pref.gunma.jp/page/761652.html>

#### 【申請フォーム】

<https://logoform.jp/f/NIVHz>

## 5 問い合わせ先

群馬県 産業経済部 労働政策課 人材活躍支援室 次世代人材係  
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1  
TEL : 027-226-3408（平日午前9時～17時）  
メール : [shogaku-shien@pref.gunma.lg.jp](mailto:shogaku-shien@pref.gunma.lg.jp)

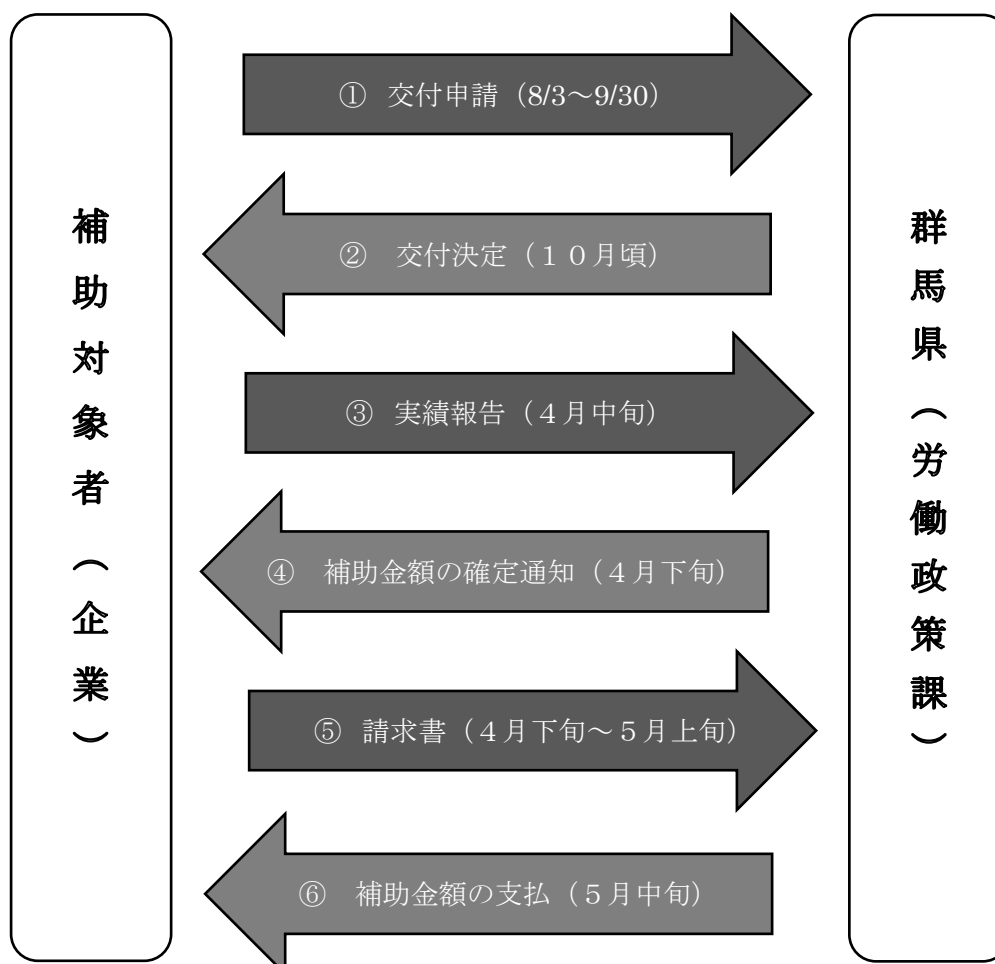
## 6 交付申請提出書類（チェックリスト）

提出書類は以下のとおりです。

<b>(1) 交付申請書</b> <input type="checkbox"/> 群馬県中小企業奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）	提出部数 1部
<b>(2) 添付書類</b> <input type="checkbox"/> 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し	対象者ごとに1部

<input type="checkbox"/> 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し <input type="checkbox"/> （独立行政法人日本学生支援機構の奨学金返還の口座振替加入通知など）支援対象者の氏名、年間返還額、返済計画及び奨学生番号が分かる書類の写し <input type="checkbox"/> 就業規則又は賃金規程など手当等の支給又は代理返済の根拠が分かる書類 <input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙1） <input type="checkbox"/> みなし大企業チェックリスト（別紙2） <input type="checkbox"/> 支援対象者勤務地・居住地一覧（別紙3） <input type="checkbox"/> 補助金の支払いを受ける振込先口座確認書（別紙4） <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できるもの（通帳の写し等） <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書（別紙5）	対象者ごとに1部 対象者ごとに1部  1部  1部 1部 1部 1部 1部 1部
--	--

## 7 申請の流れ



## 8 交付決定

提出された書類により審査を行い、予算の上限に達するまで交付決定を行います。

## 9 実績報告

### (1) 提出書類 (チェックリスト)

提出書類は以下のとおりです。

<b>(1) 実績報告書</b> (県ホームページからダウンロード) <input type="checkbox"/> 実績報告書 (様式第4号)	提出部数 1部
<b>(2) 添付書類</b> <input type="checkbox"/> 給与明細書又は賃金台帳など支援対象者に支給した手当等又は代理返済した額の月ごとの実績が分かる書類の写し	対象者ごとに1部
<input type="checkbox"/> 支援対象者が奨学金を返還したことを証する書類の写し	対象者ごとに1部
<input type="checkbox"/> 事業報告書 (別紙6)	1部
<input type="checkbox"/> 支援対象者勤務地・居住地一覧 (別紙3)	1部

### (2) 提出方法

所定の実績報告書 (様式第4号) と事業報告書 (別紙6) を県のホームページからダウンロードして必要事項を記入し、上記の添付書類を添えて、実績報告書提出フォームからご提出ください。

【実績報告書提出フォーム】

<https://logoform.jp/f/g487M>

### (3) 提出期限

令和9年4月15日 (木)

## 10 補助金の請求

実績報告により提出された書類の確認を行い、条件に適合すると認めるときは、補助金確定通知書により額を通知します。その額を請求書に記載のうえ、所定の補助金請求書（様式第5号）を県のホームページからダウンロードして必要事項を記入し、請求書提出フォームから提出してください。

【請求書提出フォーム】

<https://logoform.jp/f/2dCgV>

## 11 不正受給の取扱い

故意に事実に反する申請を行う等により、補助金の不正受給を行った場合は、不交付とするか又は交付を取り消し、既に交付した補助金については、補助対象企業が返還の義務を負います。

## 12 補助金の支払

補助金は単年度ごとに、実績報告に基づき支払います。

## 13 留意事項

- 年度途中採用者の補助対象期間については、採用された日の属する月以降で、かつ、奨学金の返済を開始した月を1ヵ月目とし、60ヵ月間とします。
- 年度途中退職者について、実績報告の時点で既に退職している場合には、企業から対象者への支援実績があっても、本事業の対象となりません。
- 年度（月）途中で、県内勤務又は県内居住であった方が県外勤務かつ県外居住となった場合は、その前月までの支援実績が補助対象となります。

(例)

R8. 10. 20 付け 県外転出	
群馬県内に在住・在勤	東京都内に在住・在勤
令和8年9月までの支援実績が補助対象	令和8年10月からの支援実績は補助対象外

- また、年度（月）途中で、県外勤務かつ県外居住だった方が、県内勤務又は県内居住となった場合は、その翌月からの支援実績が補助対象となります。

(例)

R8. 10. 20 付け 県内転入	
東京都内に在住・在勤	群馬県内に在住・在勤
令和8年10月までの支援実績は補助対象外	令和8年11月からの支援実績が補助対象

- 手当等の支給根拠が分かる書類の提出が必要です。必要に応じて、就業規則又は賃金規程などを変更してください。

## 14 補助金額の例

従業員の年間返還額		企業支援額			本人負担額
		企業負担額	県補助額		
ケース1	18万円	12万円	6万円	6万円	6万円
ケース2	24万円	16万円	10万円	6万円	8万円
ケース3	12万円	12万円	8万円	4万円	なし

- ケース1 県は企業支援額の2分の1を補助
- ケース2 企業支援額の2分の1は8万円だが、県補助額は年間上限額の6万円
- ケース3 企業支援額の2分の1は6万円だが、県補助額は従業員の年間返還額の3分の1の4万円

## 15 支援対象者の例

採用区分	勤務地	居住地	採用年月日	生年月日 (令和8年度末 時点の年齢)	令和8年度にお ける奨学金返済 期間	令和8年度にお ける補助対象期 間
ケース1 新卒	群馬県	東京都	令和8年 4月1日	2003年6月1日 (23歳)	令和8年10月 ～令和9年3月	令和8年10月 ～令和9年3月
ケース2 中途	栃木県	群馬県	令和3年 10月1日	1995年6月1日 (31歳)	令和8年4月 ～令和9年3月	令和8年4月 ～令和8年9月
ケース3	群馬県	長野県	令和8年 5月1日	2003年7月1日 (23歳)	令和8年10月 ～令和9年3月	対象外
ケース4	埼玉県	埼玉県				対象外

- ケース1 日本学生支援機構の奨学金の場合、新規学卒者は貸与終了の翌月から数えて7か月目の月から奨学金返還が始まりますので、多くの場合、奨学金返還が始まる10月からが補助対象期間です。

※ただし、新規学卒者でも在学中に貸与が終了し、例外的に4月の入社時点で奨学金返還が始まっている場合は、4月からが補助対象期間です。
- ケース2 令和8年9月30日で採用から5年が経過するため、補助対象期間は令和8年9月までとなります。なお、本ケースは、申請年度の4月1日時点において採用後5年以内であるため、令和8年度においても補助対象となりますが、補助期間は通算60箇月を限度とするため、令和8年9月までが補助対象期間となります。

※ 令和8年度からは「30歳未満」の年齢要件は撤廃されています。
- ケース3 本ケースは、年度途中に採用されたものであり、申請年度の4月1日時点では在職していないため、当該年度は対象外となります。

※ 令和8年度からは、申請年度の4月1日時点において、補助対象企業に採用されてから5年以内の正社員を対象としています。
- ケース4 勤務地及び居住地が県外の方については、補助対象外です。

## 16 変更申請の取扱い

事業内容を変更（交付決定額の増額または20%を超える減額）する場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

※ 交付決定額の20%以内の減額などの軽微な変更については、提出は不要です。

所定の群馬県中小企業奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第2号）を県のホームペー

ジからダウンロードし、必要事項を記入の上、添付書類を添えて申請フォームからご提出ください。

**【変更申請の留意事項】**

変更承認申請書の提出期限は、交付決定後から令和9年1月29日（金）までとします。

なお、当該期限を過ぎた場合は、増額の変更は認められません。

また、当該期限内であっても、予算の状況等により、増額の変更が認められない場合があります。

**【変更申請提出フォーム】**

<https://logoform.jp/f/iZ2al>

提出書類は以下のとおりです（※ 当初提出時点から変更のない書類は提出不要です）。

<b>(1) 交付申請書</b>	提出部数
<input type="checkbox"/> 群馬県中小企業奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第2号）	1部
<b>(2) 添付書類</b>	
<input type="checkbox"/> 支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し	対象者ごとに1部
<input type="checkbox"/> 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	対象者ごとに1部
<input type="checkbox"/> （独立行政法人日本学生支援機構の奨学金返還の口座振替加入通知など）支援対象者の氏名、年間返還額、返済計画及び奨学生番号が分かる書類の写し	対象者ごとに1部
<input type="checkbox"/> 事業計画書（別紙1）	1部
<input type="checkbox"/> 支援対象者勤務地・居住地一覧（別紙3）	1部